

協 会 細 則

第 1 章 総 則

(目的)

第 1 条 この細則は、一般社団法人構造調査コンサルティング協会（以下「協会」と言う）の定款を補足するもので、協会の運営に必要な事項を定めたものである。

第 2 章 社 員

(正社員)

第 2 条 正社員は、以下の要件を満たしていなければならない。

- 1 一級建築士事務所登録、または、建設コンサルタント登録を有すること
- 2 公正、かつ、中立的な立場で業務が行えること
- 3 調査、診断または改修設計の実績があること
- 4 定められた定款、会則その他の協会活動に賛同し、理事会において認められること

(準社員)

第 3 条 準社員は、第 2 条（正社員）の 2～5 項の要件を満たすこと。(ウ)
(賛助社員)

第 4 条 賛助社員は、以下の要件を満たしていなければならない。

- 1 公正、かつ、中立的な立場で業務が行えること
- 2 定められた定款、会則その他の協会活動に賛同し、理事会において認められること

(会費)

第 5 条 社員は、次の入会金、及び一口以上の年会費を納めなければならない。ただし、理事会において入会金、年会費の変更を認められた場合はこの限りでない。(ウ)

正社員	入会金	200,000.	-(ア)
	年会費(一口)	180,000.	-(ア)
準社員	入会金	10,000.	-(ウ)
	年会費(一口)	24,000.	-(ウ)
賛助社員	入会金	100,000.	-
	年会費(一口)	120,000.	-(イ)

(内規)

第 6 条 事務局の業務に関する規定は、会長が別に定める。

(細則の改正)

第 7 条 理事の 3 分の 2 以上の賛同を必要とする。

付 則

- 1 この細則は、平成元年 9 月 1 日より実施する。
- 2 この細則の改正は、理事会の決議を経なければならない。
- 3 (ア)は、平成 8 年 3 月 14 日改正。
- 4 (イ)は、平成 21 年 5 月 21 日改正。
- 5 (ウ)は、平成 26 年 3 月 25 日改正。
- 6 平成 28 年 5 月 25 日改正。
- 7 平成 28 年 7 月 20 日改正。